

安全保障委員会

安全保障調査室

I 所管事項の動向

1 我が国を取り巻く安全保障環境

(1) 中国、尖閣、台湾

中国は、我が国周辺の高空域において、力を背景とした一方的な現状変更や既成事実化を推し進めている。尖閣諸島周辺海域では、中国海警船がほぼ毎日接続水域で確認されているほか、領海侵入も頻繁に繰り返しており¹、近年、それら海警に所属する船舶は大型化・武装化が図られ、大型船の隻数は、海上保安庁の70隻の2倍近い132隻²となっている。また、2021（令和3）年2月には「中華人民共和国海警法」（海警法）が施行された。同法は、海警が中央軍事委員会の命令に基づき防衛作戦等の任務を遂行する旨を規定しているが、曖昧な適用高空域や武器使用権限等、国際法との整合性の観点から問題がある規定を含んでいる。

また、我が国周辺において、中露両軍による共同行動が増加傾向にある。2021（令和3）年10月には、両国艦艇10隻が日本列島をほぼ一周する初の共同航行を行った。2022（令和4）年11月には両国の爆撃機が日本周辺を共同飛行し、同飛行に中国軍の戦闘機が合流したことも確認された。

こうした状況の中、2023（令和5）年1月に行われた岸田総理とバイデン米大統領の間の日米首脳会談では、尖閣諸島が対日防衛義務を定めた日米安全保障条約第5条の適用対象になることを改めて確認した。また、防衛省は、各国との安全保障対話の際に、海警法に関する深刻な懸念を表明するなどしている³。

さらに、台湾をめぐるも軍事的緊張が高まっており⁴、中国は台湾周辺での軍事活動を活発化させている。2022（令和4）年8月に米国のナンシー・ペロシ下院議長が台湾を訪問すると、中台間の軍事的緊張は一層高まった。中国人民解放軍は同月4日、台湾を取り囲む6つの空・海域で軍事演習を開始し、同日、9発の弾道ミサイルを発射した。そのうち5発は、沖縄県の波照間島南西沖の我が国の排他的経済水域（EEZ）内に落下して

¹ 2022（令和4）年には中国海警船が接続水域に1年間で過去最多の回数となる336日入域したほか、同年12月には海警船の同海域の領海への連続侵入が72時間超と過去最長を更新した。また、同年7月には中国海軍の艦艇が4年ぶりに同海域の接続水域に入った。

² 2021（令和3）年12月末現在。なお、保有船舶の中には世界最大級の1万トン級の巡視船2隻も含まれると見られる。

³ 岸防衛大臣（当時）は、各国の国防大臣と意見交換を行う際に、東シナ海及び南シナ海を含め、現状変更を試みるいかなる一方的な行動にも反対するとともに、中国による海警法に関する深刻な懸念を共有したとしている。また、海警法施行後の1年間で、米国、豪州、ベトナム、フィリピンなどが海警法に対する立場を対外的に表明するなど、着実に海警法に対する懸念が広く浸透してきていると述べている。（防衛省ホームページ「防衛大臣記者会見」令和4年1月28日）

⁴ 中国による台湾侵攻について、2021（令和3）年3月、米議会公聴会でデービッドソン・インド太平洋軍司令官（当時）が今後6年以内にそのおそれがある旨証言しており、同年10月には、台湾立法院（国会）の審議で邱国正・国防部長（国防相）が、中国は2025（同7）年には全面的な台湾侵攻能力を備えるようになる旨答弁している。

いる⁵。その後、中国軍機による台湾海峡の「中間線」を越え台湾側へ進入する事例が相次ぎ、同年9月には、中国軍の無人機が初めて台湾の防空識別圏（ADIZ）の南側空域へ進入したことが確認された。さらに、台湾周辺海域における中国軍艦艇の活動も同年8月以降常態化し、台湾海峡の中間線を越えて航行するなど、偶発的衝突が起きるリスクも高まっている⁶。中国は、今後の台湾政策について「最大の誠意と努力を尽くして平和的統一の実現を目指す」としつつ、「決して武力行使の放棄を約束しない」姿勢を示している⁷。

米国は、トランプ前政権以降、米中対立を背景に台湾への接近姿勢を強めており⁸、政府高官が訪台するなど台湾との間で人的交流を積極化させているほか、台湾関係法に基づく台湾への武器売却も進めてきた。2023会計年度の国防予算の大枠を定める国防権限法案では、台湾の軍事支援のため5年間で最大100億ドル（約1兆3,000億円）を充てることを盛り込んだ⁹。

台湾は我が国の南西諸島に極めて近接しており、最西端にある与那国島からは僅か約110 kmしかない。台湾有事が発生した場合、我が国への武力攻撃などに発展する危険性が指摘されている¹⁰。我が国としては、台湾問題が两岸の当事者間の直接の話し合いを通じて平和的に解決されることを希望しており、「台湾海峡の平和と安定の重要性」について、日米や主要国との首脳会談等の場で繰り返し確認している¹¹。なお、2022（令和4）年12月に策定した国家安全保障戦略では、台湾海峡の平和と安定について「国際社会全体において急速に懸念が高まっている」とし、中国の軍事動向等について「これまでにない最大の戦略的な挑戦」と位置付けている。

(2) 北朝鮮

2021（令和3）年9月以降、北朝鮮は「極超音速ミサイル」と称するものや変則軌道で飛翔する新型短距離弾道ミサイル（SRBM）などを立て続けに発射し、その態様も鉄道発射型や潜水艦発射型など、多様化している。2022（令和4）年には、大陸間弾道ミサイル（ICBM）級を含め、かつてない頻度でミサイル発射を繰り返し（同年は37回）、10月4日には、弾道ミサイル1発が青森県上空を通過した。北朝鮮ミサイルの日本上空通過は2017（平成29）年以來、約5年ぶり7回目となる。また、11月18日には、ICBM級

⁵ 演習は8月10日に終了が発表された。

⁶ 『読売新聞』（2023.1.4）。なお、「中間線」越えは偶発的衝突も招きかねない行為であることから、従前は暗黙の了解により、長く台湾への進入は控えられてきており、2021（令和3）年の中国軍機による「中間線」越えも2機のみであったものが、2022（令和4）年は、少なくとも555機であった。

⁷ 2022（令和4）年10月の中国共産党大会における習近平総書記の報告などによる。

⁸ 2021（令和3）年10月27日放送の米CNNのインタビューでは、それまで公然の秘密とされてきた米軍の派遣による台湾軍の訓練について、蔡英文総統が台湾総統として初めて認めている。

⁹ 『読売新聞』（2022.12.24）

¹⁰ ①我が国への直接の武力攻撃が発生する「武力攻撃事態」だけでなく、②我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、我が国の存立が脅かされる明白な危険がある「存立危機事態」や、③放置すれば我が国の平和と安全に重要な影響を与える「重要影響事態」に発展する危険性が指摘されている。（『日本経済新聞』（2021.4.20））

¹¹ 具体的には、2021（令和3）年3月の日米「2+2」の共同発表、4月の日米首脳会談の共同声明、6月のG7サミット的首脳宣言、2022（同4）年1月の日米「2+2」の共同発表、5月の日米首脳会談、6月のG7サミット的首脳宣言等において、「台湾海峡の平和と安定の重要性」が明記されている。

の弾道ミサイルが北海道の渡島大島の西方わずか約 200 km の E E Z 内に落下した。

核開発についても、北朝鮮が 2018（平成 30）年に爆破を公開した北東部・豊溪里（プンゲリ）の核実験場の復旧作業が進んでいるとの指摘があり、7 回目の核実験を行う可能性が懸念されている。

2022（令和 4）年 12 月に開かれた朝鮮労働党中央委員会拡大総会で、金正恩氏は、日米との連携を強める韓国を「明白な敵」と位置付け、2023（令和 5）年に戦術核兵器を大量生産し、核爆弾の保有量を急激に増やす方針を示したほか、「迅速な核反撃能力」を目的とする新型 I C B M の開発について言及している¹²。

最近の北朝鮮によるミサイル発射の動き（2022（令和 4）年以降）

年月日	ミサイルの種類	飛翔距離	主な特徴
2022. 1. 5	新型弾道ミサイル 1 発	約 500 km (※1)	○北朝鮮は「極超音速ミサイル」と発表
11	新型弾道ミサイル 1 発	—	○北朝鮮は「極超音速ミサイル」と発表 ○水平機動を含む変則的な軌道で、最大速度約マッハ 10 で飛翔した可能性
14	短距離弾道ミサイル 2 発	約 400 km (※1)	○北朝鮮は「鉄道機動」と発表
17	短距離弾道ミサイル 2 発	約 300 km (※1)	○低高度（100 km 未満）を変則的な軌道で飛翔することが可能とみられる。
25	巡航ミサイル 2 発	約 1,800 km (※3)	○北朝鮮は、1,800 km 先の目標の島に命中した旨発表
27	短距離弾道ミサイル 2 発	—	○低高度（100 km 未満）を変則的な軌道で飛翔することが可能とみられ、核弾頭搭載可能との指摘もある。
30	I R B M 級の弾道ミサイル「火星 12」1 発	約 800 km	○ロフテッド軌道による発射と推定。最高高度約 2,000 km 程度
2. 27	I C B M 級の弾道ミサイル「火星 17」1 発	約 300 km	○ロフテッド軌道による発射と推定。最高高度約 600 km 程度
3. 5	I C B M 級の弾道ミサイル「火星 17」1 発	約 300 km	○ロフテッド軌道による発射と推定。最高高度約 550 km 程度
16	弾道ミサイル 1 発	—	
24	I C B M 級の弾道ミサイル「火星 17」1 発	約 1,100 km	○最高高度約 6,000 km 以上のロフテッド軌道で発射
4. 16	「新型戦術誘導兵器」	○高度約 25 km、飛距離約 110 km (※3) ○戦術核の運用を強化する兵器 (※2)	
5. 4	弾道ミサイル 1 発	約 500 km	○最高高度約 800 km 程度のロフテッド軌道で発射
7	新型潜水艦発射弾道ミサイル (S L B M) 1 発	約 600 km	○コレ級潜水艦から低高度（最高高度約 50 km 程度）を変則的な軌道で飛翔
12	弾道ミサイル 3 発	約 350 km (※1)	
25	① I C B M 級の弾道ミサイル及び②弾道ミサイル各 1 発	①約 300 km ②約 750 km	○①は最高高度約 550 km 程度のロフテッド軌道で発射
6. 5	弾道ミサイル 8 発	計 8 発のミサイルを複数の地点から連続発射。6 発は、それぞれ約 300～400 km 飛翔。その他 2 発のミサイルが極めて低い高度で短距離を飛翔。変則軌道のミサイルも含む	
8. 17	巡航ミサイル 2 発	—	
9. 25	弾道ミサイル 1 発	約 650 km	○最高高度約 50 km 程度を変則的な軌道で飛翔したと推定
28	弾道ミサイル 2 発	①約 350 km ②約 300 km	○最高高度約 50 km 程度を変則軌道で飛翔したと推定

¹² 『読売新聞』（2023. 1. 3）等

29	弾道ミサイル2発	約 300 km	○最高高度約 50 km程度を飛翔と推定
10. 1	弾道ミサイル2発	①約 400 km ②約 350 km	○最高高度約 50 km程度を変則軌道で飛翔したと推定
4	弾道ミサイル1発	約 4,600 km	○最高高度約 1,000 km程度で、青森県上空を通過した後、日本の東約 3,200 kmの海域に落下したと推定
6	弾道ミサイル2発	①約 350 km ②約 800 km	①最高高度約 100 km程度を飛翔と推定 ②最高高度約 50 km程度を変則軌道で飛翔したと推定
9	ミサイル2発	約 350 km	○最高高度約 100 km程度を飛翔と推定
12	巡航ミサイル2発	約 2,000 km (※2)	○北朝鮮は、2,000 km先の標的に命中した旨発表
14	弾道ミサイル少なくとも1発	約 650 km	○最高高度約 50 km程度を変則軌道で飛翔したと推定
28	ミサイル2発	—	
11. 2 (8:50頃)	弾道ミサイル少なくとも2発	①約 150 km ②約 200 km	○①は最高高度約 150 km程度、②は最高高度約 100 km程度を変則軌道で飛翔したと推定
(16時台)	弾道ミサイル少なくとも1発 (報道では同日に合計 20 発以上) (※3)	短距離	○最高高度約 50 km以下の極めて低い高度で飛翔と推定
3 (7～8時台)	弾道ミサイル少なくとも3発	①約 750 km ②③約 350 km	○①は最高高度約 2,000 km程度を飛翔と推定、I C B M級の可能性、②③は最高高度約 50 km程度を飛翔と推定
(21時台)	弾道ミサイル3発	約 500 km	○最高高度約 150 km程度で飛翔と推定
5	短距離弾道ミサイル4発	約 130 km(※3)	○最高高度約 20 km程度で飛翔
9	弾道ミサイル1発	約 250 km	○最高高度約 50 km以下の極めて低い高度で飛翔と推定
17	弾道ミサイル1発	—	
18	I C B M級の弾道ミサイル1発	約 1,000 km	○最高高度約 6,000 km程度で、北海道の渡島大島の西方約 200 kmのE E Z内に落下したと推定
12. 18	弾道ミサイル2発	約 500 km	○最高高度約 550 km程度を飛翔と推定
23	弾道ミサイル少なくとも1発 (報道では2発) (※3)	約 300 km ①約 250 km ②約 350 km	○最高高度約 50 km程度を変則軌道で飛翔したと推定
31	弾道ミサイル3発	約 350 km	○最高高度約 100 km程度を飛翔と推定
2023. 1. 1	弾道ミサイル1発	約 350 km	○最高高度約 100 km程度を飛翔と推定

(※1) 通常の弾道軌道だとした場合 (※2) 北朝鮮の発表による。 (※3) 韓国軍の発表による。

(出所) 防衛省資料及び報道等を基に作成

(3) ロシアによるウクライナ侵略と我が国への影響

2022 (令和4) 年2月24日、ロシアは、「特別軍事作戦」の実施の決定を発表し、ウクライナへの侵攻を開始した。同年3月にはヘルソン州を、7月にはルガンスク州をそれぞれ制圧し、9月にはこれら2州を含むウクライナ東部・南部の4州の併合を宣言した。その後、ウクライナは、領土の奪還に向けた反転攻勢を強めてヘルソン州の一部等を奪還したが、ウクライナ東部・南部を中心に、ロシア軍とウクライナ軍による攻防が続いている。

日本政府はこれまで、ウクライナに対し、財政支援のほか、防弾チョッキやヘルメットといった装備品や発電機等の生活物資を提供する一方で、ロシアに対しては、米国及びEU諸国と協調して、ロシアの主要銀行を国際的な決済網から排除する措置や、ロシアからの石炭・石油輸入の段階的停止など、ロシアに対する一連の金融・経済制裁等を実施している。

こうした動きに対し、ロシアは、同年3月、我が国を「非友好国」に指定するとともに、平和条約の締結に向けた交渉を中断した。その後、北方領土に住むロシア人と日本の元島民らによる「ビザなし交流」などに関する日露合意を一方向的に破棄したり、石油・天然ガス開発事業「サハリン1・2」をロシア政府が新設する会社へ移管するなど強硬な姿勢を見せている¹³。

また、ロシアは、同年12月、我が国の「国家安全保障戦略」などの戦略三文書について、「日本が反撃能力の保有を含む、前例のない軍事力増強の道を歩み始めたことは明確だ」との声明を発表するなど、我が国の安全保障政策に対し批判的な姿勢を見せている¹⁴。

2 新たな戦略三文書の策定

(1) 策定の背景・経緯

我が国の国家安全保障政策に関しては従来、外交政策及び防衛政策を中心とした国家安全保障の基本方針として「国家安全保障戦略」、防衛力の在り方と保有すべき防衛力の水準を規定するものとして「防衛計画の大綱」、そして5年間の経費の総額と主要装備の整備数量を明示するものとして「中期防衛力整備計画」の三文書が策定されてきた。

岸田総理は、就任当初から三文書の改定について言及しており、2021（令和3）年12月の所信表明演説では、我が国を取り巻く安全保障環境はこれまで以上に急速に厳しさを増しているとの認識を改めて示し、経済安全保障、宇宙・サイバーといった新領域、ミサイル技術の著しい向上、島嶼防衛などの課題について、いわゆる敵基地攻撃能力も含め、あらゆる選択肢を排除せず現実的に検討し、スピード感を持って防衛力を抜本的に強化していく旨を述べ、そのために新たな国家安全保障戦略、防衛計画の大綱及び中期防衛力整備計画を、おおむね1年かけて策定することを表明した。

こうした方針を受けて、2022（令和4）年1月、国家安全保障戦略等の策定に向けて政府外の有識者から幅広い知見を得るため、政府（国家安全保障局、外務省、防衛省等）と有識者との意見交換が開始され、同年7月までの間に、計17回にわたり計52名の有識者との会合が行われた。また、同年4月26日には、自由民主党政務調査会の安全保障調査会が、反撃能力の保有を政府に求めることなどを内容とする「新たな国家安全保障戦略等の

¹³ その後、ロシアは「サハリン1・2」の新会社に対する日本企業からの出資を認め、我が国の権益は従来どおり維持されることとなった。（『東京新聞』夕刊（2022.11.15）、『読売新聞』（2022.11.16）等）

なお、ロシア産原油については、G7等により、輸出価格に上限を設ける追加の経済制裁が発動されているが、サハリン2で産出された日本向けの原油については、2023（令和5）年9月末まで、この制裁の例外とされている。（『朝日新聞』（2022.11.24）、『毎日新聞』（2022.12.6））

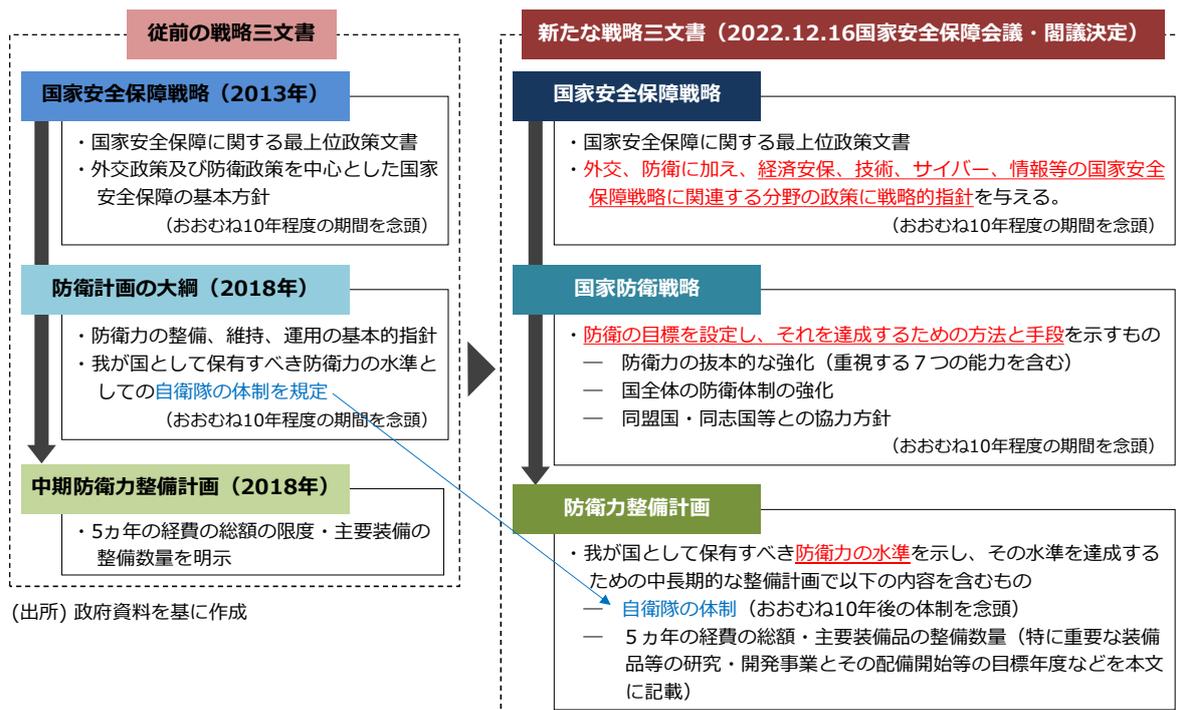
¹⁴ 『読売新聞』（2022.12.24）。そのほか、ロシアのルデンコ外務次官は、日本の岸田政権が平和的発展の道を放棄して軍事化の方向に移行しつつあると指摘した上で、「ロシアやアジア太平洋地域への深刻な脅威」であると述べており、この方針が継続されれば「適切な対抗措置を取らざるを得ない」とも警告している。（『毎日新聞』（2023.1.4））

策定に向けた提言」をとりまとめ、翌27日に岸田総理と岸防衛大臣に提出した。

さらに、同年9月8日の記者会見で岸田総理は、防衛力の抜本的強化については、必要となる防衛力の内容の検討、そのための予算規模の把握、そして財源の確保を一体的かつ強力に進めていく旨を述べ、「国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議」を新たに設置することを発表した。同会議の初会合は9月30日に開催され、11月21日に4回目の会合が行われた後、翌22日に佐々江賢一郎座長から報告書が岸田総理に提出された。

与党内では、同年10月19日から「与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム(WT)」において、自由民主党と公明党の実務者による協議が進められた。その協議の過程において、政府から文書の名称に関し「防衛計画の大綱」を「国家防衛戦略」に、「中期防衛力整備計画」を「防衛力整備計画」にそれぞれ変更する考えも示され、12月12日の15回目の会合では、三文書の改定案の内容について両党が合意に至った。その後、両党の党内手続を経て、同月16日に「国家安全保障戦略」、「国家防衛戦略」及び「防衛力整備計画」の三文書が国家安全保障会議及び閣議で決定された。

【新たな戦略三文書の位置付け】



(2) 新たな戦略三文書のポイント

ア 国家安全保障戦略

- 1 **国際秩序が重大な挑戦**に晒され、国際関係において地政学的競争や地球規模課題への対応等、**対立と協力の様相が複雑に絡み合う時代**。

我が国は、戦後最も厳しく複雑な安全保障環境に直面。周辺国・地域が急速に軍備増強。力による一方的な現状変更の試みが増加。有事・平時と軍事・非軍事の境目が曖昧に。

伝統的な外交・防衛のみならず、経済・技術など多岐にわたる安全保障上の問題が生起。我が国は、国益を守るべく、総合的な国力を有機的かつ効率的に活用する。

【各国・地域の安全保障上の動向】

中国

現在の中国の対外的な姿勢や軍事動向等は、我が国と国際社会の深刻な懸念事項であり、我が国の平和と安全及び国際社会の平和と安定を確保し、法の支配に基づく国際秩序を強化する上で、**これまでにない最大の戦略的な挑戦**であり、我が国の総合的な国力と同盟国・同志国等との連携により対応すべきもの。

北朝鮮

北朝鮮の軍事動向は、我が国の安全保障にとって、**従前よりも一層重大かつ差し迫った脅威**となっている。

ロシア

ロシアの対外的な活動、軍事動向等は、今回のウクライナ侵略等によって、国際秩序の根幹を揺るがし、欧州方面においては安全保障上の最も重大かつ直接の脅威と受け止められている。また、我が国を含むインド太平洋地域におけるロシアの対外的な活動、軍事動向等は、**中国との戦略的な連携と相まって、安全保障上の強い懸念**である。

- 2 「戦略」は、**戦後の我が国の安全保障政策を実践面から大きく転換**。今後取り組む施策の代表的なものは次のとおり。
 - ①「自由で開かれたインド太平洋」というビジョンの下での**外交の展開**
 - ②**反撃能力の保有**を含む防衛力の抜本的強化
 - ③防衛力抜本的強化を補完し、不可分一体のものとして、**総合的な防衛体制を強化**
 - ④安全保障上意義が高い防衛装備移転等を円滑に行うための**防衛装備移転三原則や運用指針等の見直しの検討**
 - ⑤**能動的サイバー防御の導入とサイバー安保を一元的に総合調整する組織の新設**
 - ⑥**海上保安能力の大幅な強化と体制の拡充**
 - ⑦**経済安全保障政策の促進**
- 3 **2027年度において、防衛力の抜本的強化とそれを補完する取組をあわせ、そのための予算水準が現在のGDPの2%に達するよう、所要の措置を講じていく。**
- 4 我が国は、普遍的価値に基づく政策を掲げ、国際秩序の強化に向けた取組を確固たる覚悟を持って主導していく。

イ 国家防衛戦略

○策定の趣旨

戦後、最も厳しく複雑な安全保障環境の中で、防衛力の抜本的強化とともに、国全体の防衛体制の強化を、戦略的発想を持って実施していく必要がある。このような認識の下、**防衛目標とその達成のためのアプローチ**等を示す「国家防衛戦略」を策定

○戦略環境の変化

中国：軍事力の質・量を急速に強化し、東シナ海等で活動を活発化させるなど、我が国と国際社会の深刻な懸念事項。**これまでにない最大の戦略的な挑戦**

北朝鮮：弾道ミサイルの関連技術・運用能力を急速に向上させるなど、**従前よりも一層重大かつ差し迫った脅威**

ロシア：ウクライナ侵略は国際秩序の根幹を揺るがすもの。北方領土を含む極東地域でも軍事活動を活発化。**中国との戦略的な連携と相まって防衛上の強い懸念**

○防衛上の課題

脅威は「能力」と「意思」の組み合わせで顕在化するところ、「意思」把握は困難であるため、相手の「能力」に着目した防衛力が必要

○我が国の防衛の基本方針

・ 3つの防衛目標

- (1) 力による一方的な現状変更を許容しない安全保障環境を創出
- (2) 現状変更やその試みを、同盟国、同志国等と協力・連携して抑止・対処
- (3) 万一、我が国への侵攻が生じた場合、我が国が主たる責任をもって対処し、同盟国等の支援を受けつつ、これを阻止・排除

・ 防衛目標を達成するための3つのアプローチ

- (1) 我が国自身の防衛体制の強化
 - ・防衛力の抜本的強化（抑止の鍵となるのは、ミサイル防衛によりミサイルの飛来を防ぎつつ、**更なる武力攻撃を防ぐための、スタンド・オフ防衛能力等を活用した「反撃能力」**）
 - ・国全体の防衛体制強化
- (2) 日米同盟による抑止力と対処力を更に強化
- (3) 同志国等との連携の強化（豪、印、英・仏・独・伊、韓国等）

○防衛力の抜本的強化に当たって重視する能力

- ・侵攻そのものを抑止するために、遠距離から侵攻戦力を阻止・排除
 - ①**スタンド・オフ防衛能力**、②**統合防空ミサイル防衛能力（反撃能力を含む）**
- ・万一、抑止が破られた場合、領域横断して優越を獲得し、非対称的な優勢を確保
 - ③**無人アセット防衛能力**、④**領域横断作戦能力**、⑤**指揮統制・情報関連機能**
- ・迅速かつ粘り強く活動し続けて、相手方の侵攻意図を断念
 - ⑥**機動展開能力・国民保護**、⑦**持続性・強靱性**

○いわば防衛力そのものとしての**防衛生産・技術基盤の強化**○防衛力の中核である自衛隊員の能力を発揮するための**人的基盤等の強化**

ウ 防衛力整備計画

1. 自衛隊の能力等に関する主要事業

- (1) **スタンド・オフ防衛能力**
 - ・**12式地对艦誘導弾能力向上型（地・艦・空発）**、**島嶼防衛用高速滑空弾**、**極超音速誘導弾**の開発・試作、量産
 - ・**トマホーク等の外国製スタンド・オフ・ミサイル**の着実な導入
- (2) **統合防空ミサイル防衛能力**
 - ・**極超音速滑空兵器（HGV）** 対処用レーダー・迎撃ミサイルの能力向上
 - ・**イージス・システム搭載艦**の整備
- (3) **無人アセット防衛能力**
 - ・**情報収集等用UAV**、**多用途・攻撃型UAV**、**USV**等の取得
- (4) **領域横断作戦能力**
 - ・宇宙を活用した情報収集、通信の能力向上
 - ・**サイバー体制強化（R9年までに部隊規模4千人、関連要員2万人）**
 - ・電磁波領域の能力向上、指向性エネルギー技術の早期装備化

(5) 指揮統制・情報関連機能

・目標の探知・追尾能力獲得を目的とした衛星コンステレーションの構築

(6) 機動展開能力・国民保護

・輸送機等の取得、南西地域における補給拠点の整備

(7) 持続性・強靱性

・所要の弾薬・誘導弾を早期整備

・部品不足による非可動を解消し、装備品の可動数を最大化

・主要司令部等の地下化、施設の重要度に応じた構造強化、災害対策

2. 自衛隊の体制等

(1) 統合運用の実効性強化に向けて、常設の統合司令部を創設

(2) 第15旅団の師団化。通信学校をシステム通信・サイバー学校に改編

(3) 護衛艦、掃海艦艇等を一元的に管理する水上艦艇部隊に改編

(4) 「航空自衛隊」を「航空宇宙自衛隊」に改称

3. 所要経費等

(1) R5年度からR9年度までの防衛力整備の水準に係る金額は、43兆円程度

(2) 各年度の予算編成に伴う防衛関係費は、40.5兆円程度

(3) 新たに必要事業に係る契約額（物件費）は43.5兆円程度

(4) 財源の確保については、歳出改革、決算剰余金の活用、税外収入を活用した防衛力強化資金の創設、税制措置等、歳出・歳入両面において所要の措置を講ずる。

(3) 主な論点

ア 防衛費の増額

戦略三文書に基づく防衛力整備に係る経費は、2027（令和9）年度までの5年間の総額で43兆円程度とされている。これは、従前の中期防衛力整備計画（2019（令和元）年度～2023（令和5）年度）で示された27兆4,700億円程度から1.5倍を超える大幅な増加となり、安定的な財源の確保が課題となっている。

岸田総理は、2022（令和4）年12月8日の政府与党政策懇談会において、2027（令和9）年度以降に毎年度約4兆円の追加財源の確保が必要となるため、その約4分の3については歳出改革、決算剰余金の活用、税外収入を活用した防衛力強化資金の創設などにより確保し、残り約4分の1の約1兆円強については増税でまかなう意向を表明した¹⁵。同月23日に閣議決定された「令和5年度税制改正の大綱」では、防衛力強化に係る財源確保のための税制措置として、法人税、所得税及びたばこ税の増税が明記され、実施時期は2024（令和6）年以降の適切な時期とされた。

防衛費の増額をめぐっては、必要な経費の積み上げではなく「金額ありき」であるといった趣旨の批判が見られるほか¹⁶、増税の実施時期も焦点となっている。また、2023（令和5）年度予算では自衛隊の艦船の建造や施設整備に初めて建設国債を充てることとされたが、戦前の国債発行による軍事費膨張の反省から、防衛費に国債を充てることは長らく「禁

¹⁵ 首相官邸ホームページ「令和4年12月8日政府与党政策懇談会」

<https://www.kantei.go.jp/jp/101_kishida/actions/202212/08yoto_kondankai.html>

¹⁶ 『東京新聞』（2022.12.7）等

じ手」であり、平和国家としての歩みを外れる第一歩になりかねないとの指摘もある¹⁷。

イ 反撃能力（敵基地攻撃能力）の保有

今回策定された戦略三文書では、反撃能力の保有を抑止の鍵として位置付け、スタンド・オフ防衛能力等を自衛隊が反撃能力として用いることを想定している。また、そのための具体的な装備品として、12式地対艦誘導弾能力向上型、島嶼防衛用高速滑空弾及び極超音速誘導弾の開発等のほか、トマホーク等の外国製スタンド・オフ・ミサイルの着実な導入を進めることとしている。

反撃能力はこれまで敵基地攻撃能力とも呼ばれ、従来政府は「たとえば誘導弾等による攻撃を防御するのに、他に手段がないと認められる限り、誘導弾等の基地をたたくことは、法的には自衛の範囲に含まれ、可能¹⁸」としつつも、専守防衛の下、日米の役割分担の中で米国に依存しており、政策判断として反撃能力を保有してこなかった。そのため、今回の反撃能力の保有の決定を歴史的転換と見る向きもある。

近年、周辺国において、変則軌道で飛翔するミサイルなどの開発や多数のミサイルを同時発射する能力の獲得が進められており、日本が持つ現状のミサイル防衛システムだけではすべてを迎撃することは難しく、反撃能力を保有することは妥当との指摘がある¹⁹。一方、こうした反撃能力の保有は、専守防衛から逸脱しかねない、相手の攻撃への着手の見極めの判断を誤れば国際法が禁じる先制攻撃とみなされるおそれがある、周辺国との緊張を高めかねないといった趣旨の批判も繰り返されてきた²⁰。

3 2023（令和5）年度防衛関係費等

(1) 概要

今後5年間の経費の総額や主要装備品の数量を示す「防衛力整備計画」では、「国家防衛戦略」に従い、宇宙・サイバー・電磁波を含む全ての領域における能力を有機的に融合し、平時から有事までのあらゆる段階における柔軟かつ戦略的な活動の常時継続的な実施を可能とする多次元統合防衛力を抜本的に強化することとしている。特に、①スタンド・オフ防衛能力、②統合防空ミサイル防衛能力、③無人アセット防衛能力、④領域横断作戦能力、⑤指揮統制・情報関連機能、⑥機動展開能力・国民保護、⑦持続性・強靱性の7分野が重視されている。

同計画では、2023（令和5）年度から5年間に必要な防衛力整備の水準に係る金額は43兆円程度とされており、また、各年度の予算の編成に伴う防衛関係費は、一定の措置を別途とること²¹を前提として、40兆5,000億円程度（2027（令和9）年度は8兆9,000億円程度）とされている。

¹⁷ 『東京新聞』（2022.12.24）等

¹⁸ 1956（昭和31）年2月29日 衆・内閣委、鳩山一郎内閣総理大臣答弁船田中防衛庁長官代読

¹⁹ 『日本経済新聞』（2022.12.17）

²⁰ 『毎日新聞』（2022.12.3）、『東京新聞』（2022.12.3）等

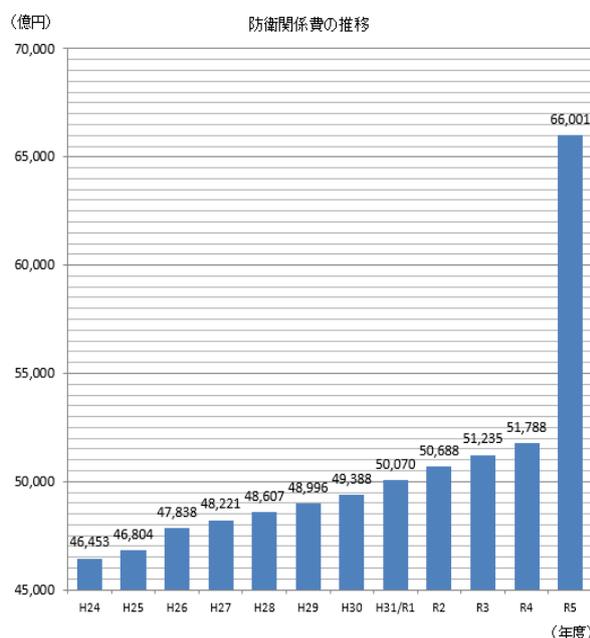
²¹ 一定の措置とは、①自衛隊施設等の整備の更なる加速化を事業の進捗状況等を踏まえつつ機動的・弾力的に行うこと（1兆6,000億円程度）、②一般会計の決算剰余金が想定よりも増加した場合にこれを活用すること

さらに、同計画に定められたこれらの金額とは別に、「国家安全保障戦略」では、2027（令和9）年度において、防衛力の抜本的強化とそれを補完する取組を合わせ、そのための予算水準を現在のGDP比2％に達するよう所要の措置を講ずることが示されている²²。

2023（令和5）年度当初予算では、防衛力を5年以内に抜本的に強化するために必要な取組を積み上げて、同計画の初年度に相応しい内容及び予算規模を確保するとして、SACO関係経費等を除き、6兆6,001億円²³（対前年度当初予算1兆4,213億円（27.4％）増）が計上されている。このうち、隊員の給与や食事のための人件・糧食費は2兆1,969億円（同229億円（1.1％）増）、装備品の調達・修理・整備、油の購入、隊員の教育訓練などのための物件費²⁴（歳出化経費及び一般物件費）は4兆4,032億円（同1兆3,984億円（46.5％）増）となっている。

このほか、SACO関係経費115億円（同22億円減）、米軍再編関係経費のうち地元負担軽減分は2,103億円（同23億円増）が計上されている。これらを含めた総額は6兆8,219億円（対前年度当初予算1兆4,214億円（26.3％）増）となり、対GDP比は1.19％²⁵となる。

なお、同計画では、2027（令和9）年度以降の防衛力の安定的な維持のための財源及び2023（令和5）年度から5年間の同計画を賄う財源の確保について、歳出改革、決算剰余金の活用、税外収入を活用した防衛力強化資金の創設、税制措置等の措置を講ずることとされている。このうち増税に関しては、「令和5年度税制改正の大綱」（2022（令和4）年12月23日閣議決定）において、法人税、所得税及びたばこ税の増税²⁶が明記されたが、施行時期は2024（令和6）年度以降の適切な時期とされている。



※ SACO関連経費及び米軍再編関係経費のうち地元負担軽減分に係る経費等を含む事項要求を除く。

（出所）防衛省資料を基に作成

（9,000億円程度）である。

²² 対GDP比2％は約11兆円規模である。国家安全保障戦略では、防衛力の抜本的強化を補完する不可分一体の取組として、研究開発、公共インフラ整備、サイバー安全保障、同志国との国際協力の4分野が挙げられており、これらに係る各府省の予算なども2％に向けた積上げに算入されると見られる。

『読売新聞』（2022.12.17）『東京新聞』（2022.12.20）、首相官邸ホームページ「岸田内閣総理大臣記者会見」令和4年12月16日 <https://www.kantei.go.jp/jp/101_kishida/statement/2022/1216kaiken.html>

²³ SACO関係経費等を含まないこの金額が、防衛力整備計画の対象経費（いわゆる真水の部分）である。

²⁴ 物件費の内訳を見ると、装備品の維持整備に2兆355億円（前年度当初予算比1.8倍）、弾薬の取得に8,283億円（同3.3倍）、施設整備に5,049億円（同3.3倍）、研究開発に8,968億円（同3.1倍）、隊員の生活・勤務環境の改善に2,693億円（同2.5倍）が計上されている。

²⁵ 『読売新聞』（2022.12.24）、『毎日新聞』（2022.12.24）

²⁶ 2027（令和9）年度に向けて複数年かけて段階的に実施し、同年度において1兆円強が確保される見込みである。

(2) 内容

本予算案における主な事業は、以下のとおりである。

<p>1 スタンド・オフ防衛能力【約1兆4,207億円】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・12式地对艦誘導弾能力向上型（地発型・艦発型・空発型）の開発・量産（1,277億円） ・島嶼防衛用高速滑空弾（能力向上型）の開発（2,003億円） ・極音速誘導弾の研究（585億円） ・JSM、JASSMの取得（474億円） ・トマホークの取得（2,113億円） <p>2 総合防空ミサイル防衛能力【約9,867億円】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イージス・システム搭載艦（2,208億円） ・O3式中距離地对空誘導弾（改善型）能力向上型の開発（758億円） ・HGV対処の研究（585億円） <p>3 無人アセット防衛能力【1,827億円】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・偵察用UAV（中域用）（能力向上）の運用実証（37億円） ・多用途／攻撃用UAVの運用実証（89億円） ・小型攻撃用UAVの運用実証（30億円） <p>4 領域横断作戦能力【約1兆6,250億円】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宇宙領域把握（SDA）の強化（595億円） ・リスク管理枠組み（RMF）の導入（339億円） ・小型無人機等への対処（138億円） ・次期装輪装甲車（人員輸送型）の取得（26両：136億円） ・哨戒艦の建造（4隻：357億円） ・戦闘機（F-35A）の取得（8機：1,069億円） <p>5 指揮統制・情報関連機能【約4,588億円】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・AIを活用した意思決定迅速化に関する研究（43億円） <p>6 機動展開能力・国民保護【約2,696億円】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・輸送機（C-2）の取得（2機：597億円）等 ・大規模港湾がない島嶼部における揚陸支援システムの研究（15億円） <p>7 持続性・強靱性【約3兆3,687億円】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・弾薬の確保（8,283億円） ・装備品の維持整備（2兆355億円） ・施設の強靱化（5,049億円） 	 <p>12式地对艦誘導弾能力向上型 (イメージ)</p>  <p>JASSM (イメージ)</p>  <p>トマホーク (イメージ)</p>  <p>次期装輪装甲車 (人員輸送型) (イメージ)</p>  <p>哨戒艦 (イメージ)</p>  <p>先進揚陸支援システム (イメージ)</p>
--	---

注：赤字は新規事業。金額は他分野との重複分を含む。

(出所) 防衛省資料を基に作成

4 在日米軍

(1) 普天間飛行場移設問題

政府は、普天間飛行場の名護市辺野古への移設について、「日米同盟の抑止力の維持と普天間飛行場の危険性の除去を考え合わせるとき、辺野古移設が唯一の解決策である」²⁷との立場を堅持しているが、沖縄県には県内移設に反対する意見が存在し、その是非が県知事選挙等における主要な争点の1つとなってきた。

2022（令和4）年9月11日に実施された沖縄県知事選挙では、辺野古移設反対を訴えた玉城知事が再選されたため、本問題をめぐる国と県との対立は当面、続くものと見られる。

本問題をめぐる沖縄県と国の訴訟はこれまでに12件が提起されており、そのうち3件が係争中である。これまでに県が勝訴した例はない。

普天間飛行場辺野古移設をめぐる係争中の訴訟（3件）

区分	係争委への不服訴訟	係争委への不服訴訟	抗告訴訟
原告→被告	県→国	県→国	県→国
提訴日	2022. 8. 12	2022. 8. 24	2022. 9. 30
裁判所	福岡高裁那覇支部	福岡高裁那覇支部	那覇地裁
請求内容	県の設計変更不承認処分に対する国土交通大臣の取消裁決の取消しを求める	県の設計変更不承認処分に対する国土交通大臣の是正の指示の取消しを求める	県の設計変更不承認処分に対する国土交通大臣の取消裁決の取消しを求める
現状	福岡高裁那覇支部にて係争中	福岡高裁那覇支部にて係争中	那覇地裁にて係争中

(出所) 沖縄県ホームページ及び報道等を基に作成

²⁷ 首相官邸ホームページ「松野官房長官記者会見」令和4年9月12日

最近の動きとしては、沖縄県による辺野古の公有水面埋立承認撤回処分を国が取り消した問題をめぐり沖縄県が2019（令和元）年8月に提起していた訴訟について、2022（令和4）年12月、最高裁が沖縄県の上告を棄却する判決を下し、沖縄県の敗訴が確定した。

政府は現在、代替施設の建設に向けて辺野古で埋立工事を進めており、キャンプ・シュワブ南側（約41ha）については2021（令和3）年4月に陸地化が完了した。しかし、軟弱地盤が広がる大浦湾側については、沖縄県が2021（令和3）年11月、防衛省が提出していた辺野古埋立ての設計変更承認申請を不承認としたため、依然未着手となっている。この不承認処分をめぐっては、沖縄県が2022（令和4）年8月から9月にかけて、同処分を取り消した国土交通大臣の裁決等を不服として国に対し3件の訴訟を提起しており、これらの訴訟の行方が、設計変更承認から約12年を要するとされる代替施設の運用開始時期にも影響を与えることになる。

(2) P F O S²⁸等による水質汚染問題

近年、普天間飛行場（沖縄県）や横田飛行場（東京都）等の在日米軍基地周辺の河川や地下水等から、国の暫定指針値（P F O S・P F A Sの合計値で50ng/l）を超える濃度のP F O S等が検出されている。2019（令和元）年12月以降では、在日米軍から報告されているものだけでも沖縄県内で3回の流出事故が発生しているほか、2021（令和3）年8月には、在沖米海兵隊が、普天間飛行場内で保管していたP F O S等を含む汚染水約6万4,000lを独自に処理し、日本側の同意なく故意に公共下水道に放出する事案も発生した。

沖縄県は、在日米軍基地周辺においてP F O S等が高濃度で検出されている原因の調査のために米軍基地での立入調査を申請してきたが、日米地位協定により在日米軍が米軍施設・区域の排他的な管理権を持っていることなどが障壁となり、依然立入りが実現していない²⁹。

II 第211回国会提出予定法律案等の概要

1 防衛省設置法の一部を改正する法律案

自衛隊の任務の円滑な遂行を図るため、自衛官定数の変更及び地方防衛局の所掌事務の追加の措置を講ずる。

2 防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律案(仮称)

我が国を含む国際社会の安全保障環境の複雑化及び装備品等の高度化に伴い、装備品等の適確な調達を行うためには、装備品製造等事業者（仮称）の装備品等の開発及び生産の

²⁸ 有機フッ素化合物の一種で、水と油をなじませる性質を持っており、過去には、泡消火薬剤などに広く使用されていた。しかし、分解されにくく、人体や環境に蓄積して悪影響を及ぼすおそれがあることから、2009（平成21）年に残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約、2010（平成22）年に化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律において、制限の対象物質として指定された。

²⁹ 日米地位協定環境補足協定では、現に漏出事故が発生し、米軍がその事故について日本側に通報を行うことを前提としているため、基地周辺でP F O S等が高濃度で検出されている問題の原因把握のための立入調査は、同協定に基づく立入申請の対象とならない。他方、泡消火剤やP F O S等を含む汚染水の流出事故（米軍から通報有り）等を契機とした米軍基地への立入調査は、同協定に基づき、これまでに複数回実現している。

ための基盤を強化することが一層重要となっていることに鑑み、装備品製造等事業者による装備品等の安定的な製造等の確保及びこれに資する装備移転（仮称）の円滑化を図るための取組を促進するための措置、装備品等に関する契約における秘密の保全措置並びに装備品等の製造等を行う施設等の取得及び管理の委託に関する制度について定める。

3 日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の実施に関する法律案（仮称）

日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の適確な実施を確保するため、協定の実施に伴う道路運送法及び道路運送車両法の適用除外、刑事手続等の特例、国の賠償責任の特例並びに特殊海事損害に係る賠償の請求についての援助に関する措置を講ずる。

4 日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律案（仮称）

日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の適確な実施を確保するため、協定の実施に伴う道路運送法及び道路運送車両法の適用除外、刑事手続等の特例、国の賠償責任の特例並びに特殊海事損害に係る賠償の請求についての援助に関する措置を講ずる。

（参考）継続法律案等

○ 自衛隊法及び海上保安庁法の一部を改正する法律案（前原誠司君外 1 名提出、第 207 回国会衆法第 9 号）

領海等における公共の秩序の維持を図るため、自衛隊の部隊による警戒監視の措置及びその際の権限について定めるとともに、海上保安庁の任務として領海の警備が含まれることを明記する等する。

○ 領域等の警備及び海上保安体制の強化に関する法律案（篠原豪君外 14 名提出、第 207 回国会衆法第 11 号）

領域等における公共の秩序を維持し、もって国民の安全の確保に資するため、領域等の警備に関する基本原則を定め、並びに領域警備基本方針及び海上保安体制強化計画の策定その他の領域等の警備に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、領域警備・海上保安体制強化会議を設置することにより、領域等の警備において警察機関及び自衛隊が事態に応じて適切な役割分担の下で迅速に行動できるようにする。

○ 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（三木圭恵君外 2 名提出、第 210 回国会衆法第 7 号）

防衛出動基本手当及び防衛出動特別勤務手当の額を定める政令に係る根拠規定を改正するとともに、政府は、この法律の施行後 6 月以内に、防衛出動に係る事態の想定に基づき、当該政令を制定するものとする。

○ **防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(三木圭恵君外 2 名提出、第 210 回国会衆法第 8 号)**

国際情勢の複雑化に伴い自衛隊の任務が多様化する中で、自衛隊がその任務を適切に遂行するためには、自衛官が意欲と誇りを持って職務に従事することが重要であることに鑑み、自衛官の給与体系その他の給与の在り方についての検討について定める。

内容についての問合せ先

安全保障調査室 小池首席調査員（内線 68620）